

【自治体職員の方へ】 事前質問の受付に関する御案内

不納欠損処分で悩んだ事例、現に悩んでいる事例がありましたら、お寄せいただきますようお願い申し上げます。公金債権であれば、公債権、私債権を問いません。質問として受け付けますので、別添の「事前質問票」に所要事項を御記入の上、下記担当課宛てにFAX又はE-mailで御提出ください。お寄せいただいた事例のうちのいくつかは、第3回「公金債権の放棄・減免に関するセミナー」におけるケーススタディーの題材として利用させていただきます。

「事前質問票」のデータを御希望される場合は、日本弁護士連合会ホームページ上の同セミナー案内ページからダウンロードしてください。

なお、事前質問の受付は、2018年1月19日（金）をもって締め切らせていただきます。

事前質問票を御提出いただくに当たっては、以下の内容について予め御了承願います。

- ① いただいた質問内容について、法律サービス展開本部自治体等連携センター公金債権部会委員から、御担当者様宛てに電話又はメールによって、お尋ねをすることがあります。
- ② いただいた質問内容を同セミナーにて取り上げさせていただく場合には、自治体等が特定されないようにいたします。
- ③ 同セミナーで取り上げることができなかった質問についても、できる限り、何らかの形で、御担当者様宛てに御回答させていただきたいと存じますが、お寄せいただいた質問の分量や内容によっては、御回答できない場合があります。

担当課 日本弁護士連合会業務部業務第三課

電話 03-3580-9963

FAX 03-3580-9888

E-mail koumu@nichibenren.or.jp

日本弁護士連合会ホームページ <https://www.nichibenren.or.jp/>